

大和市告示第56号

大和市重度障がい児メディカルショートステイ事業実施要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市重度障がい児メディカルショートステイ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児のうち、在宅で療養し、かつ、医療的ケアが日常的に必要な者（以下「重度障がい児」という。）の療養生活の安定を図るため、その保護者又は現に当該重度障がい児を養育している者（以下「保護者等」という。）による在宅での療養が一時的に困難となった場合に、当該重度障がい児を医療機関で一時的に受け入れること（以下「メディカルショートステイ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 メディカルショートステイを利用できる者（以下「対象者」という。）は、本市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 在宅で療養している満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
- (2) 児童相談所により、重症心身障害児の認定を受けている者
- (3) 痰^{たん}の吸引、経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な者

2 前項の対象者が、次の各号のいずれかの事由によって在宅での療養が一時的に困難となった場合に、メディカルショートステイを利用できるものとする。

- (1) 保護者等が疾病に罹^{かか}ったとき。
- (2) 保護者等が事故等により負傷したとき。
- (3) 保護者等が冠婚葬祭により外出するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、メディカルショートステイを緊急一時的に利用しなければ当該対象者の生命に関わると市長が認めるとき。

(実施医療機関)

第3条 メディカルショートステイを実施する医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、大和市立病院とする。

(利用期間)

第4条 メディカルショートステイ1回当たりの利用期間は、3日を限度とする。ただし、市長が

在宅での療養が困難であると判断した場合は、通算して7日を超えない範囲内でこれを延長することができる。

(利用申請)

第5条 メディカルショートステイを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）の保護者等は、大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用申請書及び大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用希望者状況申告書を市長に提出しなければならない。ただし、利用希望者の状況を鑑みて緊急やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 利用希望者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する短期入所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条に規定する一時保護等メディカルショートステイのほかに利用できる福祉制度がある場合は、原則としてこの要綱による事業に優先して当該福祉制度を利用するものとする。

(利用の承認等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び実施医療機関とメディカルショートステイの利用に係る調整（以下「利用調整」という。）を行った上で、利用の可否を決定したときは、大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用決定通知書又は大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用却下決定通知書により利用希望者の保護者等にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の利用調整に当たって、利用希望者の保護者等の同意を得た上で、実施医療機関に当該利用希望者の情報を提供するものとする。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定によりメディカルショートステイの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 感染症に罹患したとき、又は罹患している疑いがあるとき。

(2) 発熱等により体調が安定していないとき。

(3) その他メディカルショートステイの利用継続に著しく支障があると市長が認めたとき。

(費用負担)

第8条 利用者は、メディカルショートステイの利用期間中に、実施医療機関から食事の提供を受けたときは、当該食事に係る費用として健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）第1号の表に規定する健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第58条各号に該当する者以外の者の区分に応じた額を負担するものとする。

(実績報告)

第9条 実施医療機関は、利用者がメディカルショートステイを終えたときは、速やかに大和市重度障がい児メディカルショートステイ実績報告書により市長に報告するものとする。

(書類の整備)

第10条 市長は、メディカルショートステイの利用者に係る台帳を備え付け、その記載事項について整理しておくものとする。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用申請書	第 5 条
第 2 号様式	大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用希望者状況申告書	第 5 条
第 3 号様式	大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用決定通知書	第 6 条
第 4 号様式	大和市重度障がい児メディカルショートステイ利用却下決定通知書	第 6 条
第 5 号様式	大和市重度障がい児メディカルショートステイ実績報告書	第 9 条